

令和7年2月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議 案 目 録

第 21 号	熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定について……………	(1)
第 22 号	工事請負契約の締結について……………	(3)
第 23 号	工事請負契約の締結について……………	(4)
第 24 号	工事請負契約の変更について……………	(5)
第 25 号	工事請負契約の変更について……………	(6)
第 26 号	工事請負契約の変更について……………	(7)
第 27 号	工事請負契約の締結について……………	(8)
第 28 号	工事請負契約の変更について……………	(9)
第 29 号	工事請負契約の変更について……………	(10)
第 30 号	工事請負契約の変更について……………	(11)
第 31 号	工事請負契約の締結について……………	(12)
第 32 号	専決処分の報告及び承認について……………	(13)
第 33 号	専決処分の報告及び承認について……………	(14)
第 34 号	専決処分の報告及び承認について……………	(15)
第 35 号	専決処分の報告及び承認について……………	(16)

報 告 目 録

報告第 1 号	専決処分の報告について……………	(17)
報告第 2 号	専決処分の報告について……………	(18)
報告第 3 号	専決処分の報告について……………	(19)
報告第 4 号	専決処分の報告について……………	(20)
報告第 5 号	専決処分の報告について……………	(21)
報告第 6 号	専決処分の報告について……………	(22)
報告第 7 号	専決処分の報告について……………	(23)
報告第 8 号	専決処分の報告について……………	(24)
報告第 9 号	一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について……………	(25)

議 案 目 録

- 第 57 号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について…………… (26)
- 第 58 号 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等
の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て…………… (89)
- 第 59 号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部
を改正する条例の制定について…………… (91)
- 第 60 号 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条
例の制定について…………… (92)
- 第 61 号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定に
ついて…………… (93)
- 第 62 号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について…………… (94)
- 第 63 号 熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について…… (96)
- 第 64 号 熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例
の制定について…………… (97)
- 第 65 号 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提
供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… (99)
- 第 66 号 熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について… (100)
- 第 67 号 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定
について…………… (101)
- 第 68 号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について…………… (112)
- 第 69 号 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件
に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…………… (113)
- 第 70 号 熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について… (117)
- 第 71 号 熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について… (118)
- 第 72 号 熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定につ
いて…………… (119)
- 第 73 号 熊本県産業展示場条例の一部を改正する条例の制定について…………… (120)
- 第 74 号 熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定について…………… (122)

第 75 号	熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定について……………	(129)
第 76 号	熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例の制定について……………	(130)
第 77 号	熊本県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について……………	(131)
第 78 号	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	(133)
第 79 号	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……………	(134)
第 80 号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	(135)
第 81 号	財産の無償貸付けについて……………	(136)
第 82 号	財産の無償貸付けについて……………	(137)
第 83 号	財産の無償貸付けについて……………	(138)
第 84 号	財産の処分について……………	(139)
第 85 号	財産の減額貸付けについて……………	(140)
第 86 号	熊本県産業成長ビジョンの改定について……………	(141)
第 87 号	包括外部監査契約の締結について……………	(142)
第 88 号	権利の放棄について……………	(143)
第 89 号	権利の放棄について……………	(144)
第 90 号	訴えの提起について……………	(146)
第 91 号	権利の放棄について……………	(147)

第 21 号

熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村敬

熊本県手数料条例等の一部を改正する条例
(熊本県手数料条例の一部改正)

第1条 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第483号及び第484号を次のように改める。

(483) 及び (484) 削除

第2条第1項第582号の11イ(ア)中「1,000円」を「2,000円」に改め、
同号イ(イ)中「200円」を「400円」に改め、同項第652号ウ中「72,380
円」を「72,410円」に改める。

第3条の表中「、第412号及び第483号(自動車の保管場所の確保等に関する法
律第4条第1項ただし書の規定による通知を行ったときの保管場所標章の交付に係る部
分を除く。)」を「及び第412号」に改める。

別表第27化学分析の項中「1,900円」を「2,000円」に、「2,440円」
を「2,500円」に改め、同表化学及び物理試験の項中「2,760円」を「2,7
70円」に、「30,030円」を「31,500円」に改め、同表食品試験の項中「
30,450円」を「30,500円」に、「19,980円」を「20,000円」
に、「4,510円」を「4,550円」に、「48,790円」を「49,010円」
に、「12,670円」を「12,750円」に、「23,990円」を「24,00
0円」に改め、同表機械試験の項中「9,090円」を「9,000円」に、「1,0
50円」を「1,060円」に、「6,520円」を「6,750円」に改め、同表金
属分析の項中「2,330円」を「2,400円」に、「5,480円」を「5,90
0円」に改め、同表金属試験の項中「1,250円」を「1,240円」に、「20,
080円」を「20,050円」に、「12,600円」を「12,650円」に改め、
同表窯業試験の項中「1,490円」を「1,500円」に、「8,280円」を「8,
470円」に改める。

別表第28農産物及びその加工品の項中「2,980円」を「2,990円」に、「
19,980円」を「20,000円」に、「1,960円」を「1,970円」に、
「5,710円」を「5,800円」に、「6,040円」を「6,050円」に改め
る。

(熊本県手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本県手数料条例の一部を改正する条例（令和6年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第31備考2の改正規定中「150円を、」を「準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円」に、「200円を、」を「準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にされている申込みに対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（熊本県収入証紙条例の一部改正）

- 3 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第434号及び第435号を次のように改める。

434 及び 435 削除

（提案理由）

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 22 号

工事請負契約の締結について

津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第4号工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第4号工事
- 2 工 事 内 容 排水ポンプ製作据付工
- 3 工 事 場 所 八代市鏡町芝口地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年10月29日まで
- 5 契 約 金 額 1, 3 0 2, 0 4 2, 2 3 6 円
- 6 契 約 の 相 手 方 福岡県福岡市博多区美野島一丁目2番8号（NTビル）
株式会社荏原製作所九州支社
支社長 平井美智子
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第4号工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 23 号

工事請負契約の締結について

砂川地区農村地域防災減災事業（湛防）第2号工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

- 1 工 事 名 砂川地区農村地域防災減災事業（湛防）第2号工事
- 2 工 事 内 容 排水ポンプ製作据付工
- 3 工 事 場 所 宇城市小川町住吉地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年7月31日まで
- 5 契 約 金 額 1,010,146,016円
- 6 契 約 の 相 手 方 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号電気ビル内
株式会社西島製作所九州支店
支店長 牧野博隆
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

砂川地区農村地域防災減災事業（湛防）第2号工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 24 号

工事請負契約の変更について

令和4年12月熊本県議会定例会において議決された松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第7号工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和7年3月28日まで」を「契約締結の日の翌日から令和8年2月27日まで」に、契約金額「1,343,873,548円」を「1,479,299,787円」に変更することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 25 号

工事請負契約の変更について

令和6年2月熊本県議会定例会において議決された上杉地区農村地域防災減災事業（湛防）第1号工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和9年3月30日まで」を「契約締結の日の翌日から令和9年7月30日まで」に、契約金額「1,568,933,960円」を「1,589,069,724円」に変更することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 26 号

工事請負契約の変更について

令和6年6月熊本県議会定例会において議決された牛深漁港水産物供給基盤機能保全（ハイヤ大橋橋梁補修2）工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで」を「契約締結の日の翌日から令和8年3月25日まで」に、契約金額「560,659,000円」を「821,344,616円」に変更することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 27 号

工事請負契約の締結について

国道389号広域連携交付金（下田南2号橋上部工）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

- 1 工 事 名 国道389号広域連携交付金（下田南2号橋上部工）工事
- 2 工 事 内 容 橋梁上部工
- 3 工 事 場 所 天草市天草町下田南地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和8年10月30日まで
- 5 契 約 金 額 494,670,000円
- 6 契約の相手方 熊本市中央区水前寺六丁目50番25号
川田建設・オオマス・共栄建設特定建設工事共同企業体
代表者 川田建設株式会社熊本営業所 所長 他力浩隆
- 7 契約の方法 一般競争入札

（提案理由）

国道389号広域連携交付金（下田南2号橋上部工）工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 28 号

工事請負契約の変更について

令和5年6月熊本県議会定例会において議決された菊池川改修附帯菰田橋架替工事（上部工）請負契約のうち、契約金額「1,875,083,100円」を「1,814,453,900円」に変更することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

（提案理由）

工事発注に伴う落札差金が発生したため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 29 号

工事請負契約の変更について

令和4年12月熊本県議会定例会において議決された国道389号広域連携交付金（下田南4号トンネル）工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで」を「契約締結の日の翌日から令和8年2月27日まで」に、契約金額「1,845,852,285円」を「1,859,334,763円」に変更することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

第 30 号

工事請負契約の変更について

令和6年2月熊本県議会定例会において議決された鹿児島本線大野下・玉名間169k352m付近境川橋梁（仮称）新設工事請負契約のうち、工期「契約締結の日から令和7年3月31日まで」を「契約締結の日から令和7年10月31日まで」に、契約金額「718,983,000円」を「741,052,000円」に変更することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 31 号

工事請負契約の締結について

大津支援学校高等部実習棟他増改築工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 大津支援学校高等部実習棟他増改築工事
- 2 工 事 内 容 (1)高等部実習棟の増築
鉄筋コンクリート造、地上3階建て、延べ面積1,513平方メートル
(2)屋外倉庫の改築
木造、平屋建て、延べ面積48平方メートル
(3)渡り廊下の増築
鉄骨造、平屋建て、建築面積113平方メートル
- 3 工 事 場 所 菊池郡大津町室1381番地地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和8年3月19日まで
- 5 契 約 金 額 599,500,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 菊池市隈府775番地
三和・アスク建設工事共同企業体
代表者 三和建設株式会社 代表取締役 川瀬大護
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

大津支援学校高等部実習棟他増改築工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 32 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 50 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年1月28日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和3年5月21日 一般国道219号 八代市坂本町川嶽地内 道路崩壊	個人 (車両所有者)	45,015,515円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 33 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 42 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年1月14日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年9月28日 一般県道瀬田竜田線 菊池郡大津町大字陣内地 内 蓋不全	個 人 (車両所有者)	4,686円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 34 号

専決処分¹の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 43 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年1月14日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和6年10月7日 一般県道原立門線 菊池市原地内 支障木	個人 (車両所有者)	158,400円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 35 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 51 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年1月28日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年10月20日 一般県道水俣出水線 水俣市湯出地内 落石	個 人 (車両所有者)	7, 107円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 49 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年1月16日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年10月3日 葦北郡津奈木町岩城 地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	98,285円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 46 号

工事請負契約の変更について

令和5年9月熊本県議会定例会において議決された松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第8号工事他合併請負契約のうち、契約金額「1,766,954,024円」を「1,767,470,144円」に変更することとする。

令和6年11月27日専決

熊本県知事 木村 敬

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村敬

専第 47 号

工事請負契約の変更について

令和5年12月熊本県議会定例会において議決された津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第2号工事請負契約のうち、契約金額「830,500,000円」を「858,915,839円」に変更することとする。

令和6年12月24日専決

熊本県知事 木村敬

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 48 号

工事請負契約の変更について

令和5年12月熊本県議会定例会において議決された砂川地区農村地域防災減災事業（湛防）第1号工事他合併請負契約のうち、契約金額「759,000,000円」を「776,694,590円」に変更することとする。

令和6年12月26日専決

熊本県知事 木村 敬

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村敬

専第 44 号

工事請負契約の変更について

令和5年12月熊本県議会定例会において議決された牛深漁港水産物供給基盤機能保全（牛深ハイヤ大橋橋梁補修）工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和7年3月14日まで」を「契約締結の日の翌日から令和7年3月25日まで」に、契約金額「1,458,996,000円」を「1,461,561,063円」に変更することとする。

令和7年1月14日専決

熊本県知事 木村敬

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 52 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年2月5日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年12月10日 熊本市北区植木町地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	270,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村敬

専第 53 号

工事請負契約の変更について

令和5年9月熊本県議会定例会において議決された第一高校長寿命化改修（第一期）工事請負契約のうち、契約金額「1,030,868,045円」を「1,037,053,833円」に変更することとする。

令和7年2月5日専決

熊本県知事 木村敬

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 45 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年1月22日専決

熊本県知事 木村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和6年3月7日 熊本市北区龍田地内	ADVANCE合同会社 (所有者) 建物壁面	16,500円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和6年7月29日 阿蘇郡西原村大字小森地内	個人 (車両所有者) (車両運転者) 軽乗用車	227,579円	
3	令和6年8月1日 熊本市中央区出水地内	個人 (所有者) ブロック	139,700円	

報告第 9 号

一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村敬

第 57 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「行政職給料表」を「医療職給料表(2)」に改め、「以上」を削り、同条第6項中「55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後」を「次の各号に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第5条第4項の人事委員会規則で定める日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)の4月1日において55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達している職員(次号に掲げる職員を除く。)
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第7条の3第1項中「15年」を「20年」に改め、同項第2号中「46,800円」を「60,000円」に改める。

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職9級職員等」という。)」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職8級職員等」という。))」及び「前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,500円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第9条の5第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第10条第3項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第6項」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第4項中「（第1号及び次項」を「（第1号、次項及び第6項」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

第10条第5項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第3項中「国家公務員等であった者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第11条の3第2項中「国家公務員等」を「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者」に改める。

第15条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前0時」を「午後10時」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第15条の8の2第1項中「から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の2及び第11条の3」を「及び第8条」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		

	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
	86	256,000	297,100	346,000				
	87	256,300	297,400	346,400				
	88	256,600	297,700	346,800				

89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前再 任用短時 間勤務 職員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の条例に別段の定めのあるものを除くほか、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第15条の9及び附則第2項に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2（第4条関係）

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円								
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900	
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100	
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300	
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500	
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900	
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200		
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500		
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800		

	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700
	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000
	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100
	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100
	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600
	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900
	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200
	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400
	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700
	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000
	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300
	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500
	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800
	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100
	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	
	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	
	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	
	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
	78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
	79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
	80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	
	81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800	
	82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100	
	83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400	
	84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600	
	85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800	
	86	302,500	321,000	345,500	387,800			
	87	303,200	322,000	347,000	388,400			
	88	303,900	323,000	348,400	389,000			
	89	304,600	324,000	349,700	389,300			
	90	305,400	325,300	350,900	389,800			
	91	306,200	326,500	352,100	390,300			
	92	306,900	327,700	353,400	390,800			
	93	307,400	328,900	354,700	391,200			
	94	308,300	330,200	356,200	391,600			
	95	309,200	331,400	357,700	392,100			
	96	310,000	332,600	359,100	392,600			
	97	310,800	333,800	360,400	393,000			
	98	311,800	335,100	361,600	393,500			
	99	312,700	336,300	362,700	394,000			
	100	313,600	337,500	363,900	394,500			

101	314,500	338,900	365,000	394,800					
102	315,500	339,800	366,100	395,200					
103	316,500	340,800	367,200	395,700					
104	317,400	341,900	368,300	396,000					
105	318,200	343,000	369,500	396,300					
106	318,800	344,100	370,000	396,800					
107	319,400	345,100	370,600	397,300					
108	320,000	346,100	371,200	397,800					
109	320,500	347,300	371,800	398,100					
110	321,000	348,300	372,300	398,600					
111	321,400	349,300	372,700	399,100					
112	321,900	350,200	373,200	399,600					
113	322,700	351,100	373,600	399,900					
114	323,400	352,000	374,000	400,400					
115	324,100	353,000	374,500	400,900					
116	324,700	354,000	375,000	401,400					
117	325,300	355,000	375,400	401,800					
118	326,000	355,400	375,900	402,300					
119	326,700	356,000	376,500	402,700					
120	327,500	356,600	377,000	403,200					
121	328,100	356,900	377,200	403,600					
122	328,400	357,300	377,700						
123	328,900	357,700	378,200						
124	329,400	358,100	378,600						
125	329,700	358,500	379,100						
126		358,900	379,600						
127		359,300	380,100						
128		359,700	380,600						
129		360,100	380,900						
130		360,500	381,400						
131		360,900	381,900						
132		361,300	382,400						
133		361,500	382,700						
134		362,000	383,200						
135		362,400	383,600						
136		362,700	384,000						
137		363,000	384,300						
138		363,400	384,800						
139		363,900	385,300						
140		364,400	385,800						
141		364,700	386,100						
142		365,200							
143		365,700							
144		366,200							
145		366,500							
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	
	39	247,900	308,400	373,200	429,900	
	40	249,500	309,300	374,000	431,300	

	41	251,100	310,100	374,800	432,400
	42	252,600	310,600	376,100	433,700
	43	254,100	311,100	377,400	435,100
	44	255,600	311,600	378,600	436,400
	45	257,100	312,100	379,300	437,200
	46	258,400	312,600	380,300	438,000
	47	259,600	313,100	381,100	438,900
	48	260,800	313,600	381,800	439,800
	49	262,000	314,000	382,500	440,600
	50	263,100	314,500	383,200	441,400
	51	264,200	315,000	383,900	442,000
	52	265,300	315,500	384,600	442,800
	53	266,400	315,900	385,200	443,200
	54	267,500	316,400	385,900	443,800
	55	268,500	316,800	386,700	444,300
	56	269,500	317,200	387,500	444,800
	57	270,500	317,600	388,100	445,300
	58	271,200	318,000	388,900	
	59	271,800	318,400	389,600	
	60	272,400	318,800	390,300	
定年	61	273,000	319,200	390,900	
前再	62	273,600	319,800	391,600	
任用	63	274,200	320,400	392,300	
短時	64	274,800	321,000	393,000	
間勤	65	275,400	321,500	393,700	
務職	66	276,000	322,100	394,300	
員以	67	276,600	322,700	394,900	
外の	68	277,200	323,300	395,600	
職員	69	277,800	323,800	396,300	
	70	278,500	324,400	396,800	
	71	279,200	325,000	397,400	
	72	279,900	325,600	398,000	
	73	280,500	326,100	398,500	
	74	281,200	326,800	399,100	
	75	281,900	327,500	399,700	
	76	282,600	328,200	400,200	
	77	283,200	328,900	400,700	
	78	283,900	329,600	401,200	
	79	284,600	330,300	401,700	
	80	285,200	331,000	402,400	
	81	285,800	331,700	402,800	
	82	286,500	332,500		
	83	287,200	333,200		
	84	287,800	333,800		
	85	288,400	334,300		
	86	289,100	334,800		
	87	289,800	335,200		
	88	290,400	335,600		

	89	291,000	335,900			
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	

	41	394,100	465,600	521,500
	42	394,800	466,800	522,300
定年	43	395,400	468,000	523,100
前再	44	396,100	469,100	523,900
任用	45	397,000	470,100	524,800
短時	46	397,600	471,100	525,600
間勤	47	398,200	472,000	526,400
務職	48	398,800	472,800	527,100
員以	49	399,400	473,500	527,900
外の	50	399,900	474,200	528,700
職員	51	400,400	474,900	529,400
	52	400,900	475,500	530,300
	53	401,400	476,200	531,200
	54	401,800	476,900	532,000
	55	402,200	477,500	532,900
	56	402,600	478,100	533,800
	57	403,000	478,400	534,600
	58	403,400	479,000	535,500
	59	403,800	479,700	536,400
	60	404,200	480,400	537,100
	61	404,600	480,800	537,900
	62	405,000	481,400	538,800
	63	405,400	482,100	539,700
	64	405,800	482,800	540,600
	65	406,100	483,200	541,400
	66		483,800	542,300
	67		484,400	543,200
	68		484,900	544,100
	69		485,400	544,900
	70		485,900	545,800
	71		486,400	546,700
	72		486,900	547,600
	73		487,300	548,400
	74		487,800	
	75		488,200	
	76		488,700	
	77		489,200	
	78		489,800	
	79		490,400	
	80		490,800	
	81		491,300	
	82		491,900	
	83		492,500	
	84		493,000	
	85		493,500	

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	

	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100		
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600		
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100		
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600		
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900		
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400		
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800		
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200		
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600		
78	254,800	291,900	328,600	349,900			
79	255,100	292,200	329,000	350,100			
80	255,300	292,500	329,500	350,400			
81	255,500	292,800	330,000	350,900			
82	255,800	293,100	330,400	351,200			
83	256,100	293,400	330,600	351,500			
84	256,300	293,700	330,900	351,800			
85	256,500	293,900	331,300	352,200			
86		294,100	331,700	352,500			
87		294,300	332,000	352,800			
88		294,500	332,300	353,100			

	89		294,900	332,600	353,500			
	90		295,100	332,800	353,800			
	91		295,300	333,200	354,100			
	92		295,500	333,500	354,400			
	93		295,900	333,700	354,700			
	94		296,100	334,000	355,100			
	95		296,300	334,300	355,500			
	96		296,600	334,600	355,900			
	97		296,900	334,800	356,400			
	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、医療施設、保健所、家畜保健衛生所、教育機関等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表 (3)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700

	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
	86	286,100	312,900	350,700	369,600		
	87	286,600	313,900	351,500	370,200		
	88	287,100	314,900	352,300	370,700		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	287,600	315,800	352,900	371,000
90	288,100	316,900	353,500	371,500
91	288,600	317,900	354,100	371,900
92	289,100	318,900	354,700	372,200
93	289,600	319,700	355,100	372,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300
95	290,800	321,100	356,000	373,800
96	291,400	321,700	356,400	374,300
97	292,000	322,200	356,900	374,900
98	292,500	322,500	357,300	375,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	
113	298,400	329,400	363,900	
114	298,600	329,800	364,300	
115	298,900	330,100	364,800	
116	299,100	330,400	365,300	
117	299,400	330,600	365,700	
118	299,700	330,900	366,200	
119	300,000	331,200	366,700	
120	300,300	331,400	367,200	
121	300,600	331,600	367,500	
122	301,000	331,900		
123	301,300	332,200		
124	301,600	332,500		
125	301,800	332,700		
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		

	137	305,300	336,400				
	138	305,600	336,800				
	139	305,900	337,200				
	140	306,200	337,600				
	141	306,400	337,900				
	142	306,800	338,300				
	143	307,200	338,600				
	144	307,500	339,000				
	145	307,700	339,300				
	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職9級相当職員」という。)」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職8級相当職員」という。))」及び「、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,500円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第10条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第10条の4第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。))」を加える。

第11条第3項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第6項」に、「いう。))」を「いう。))」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第4項中「(第1号及び次項」を「(第1号、次項及び第6項」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第6項において「特別料金等相当額」という。))

第11条第5項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第11条の2第3項中「国家公務員等であった者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第14条の3第2項中「国家公務員等」を「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者」に改める。

第15条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前0時」を「午後10時」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第18条中「から第10条まで、第10条の4、第14条の2及び第14条の3」を「及び第9条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	

	41	267,000	314,300	383,500	435,400
	42	268,000	316,200	385,000	436,900
	43	269,000	318,000	386,400	438,100
	44	269,900	319,700	387,800	439,300
	45	270,600	321,400	389,300	440,500
	46	271,400	323,300	390,900	441,800
	47	272,200	325,000	392,500	443,000
	48	273,000	326,700	393,900	444,200
	49	273,800	328,400	395,100	445,300
	50	274,600	330,200	396,500	446,500
	51	275,300	332,000	397,900	447,700
	52	276,100	333,700	399,200	448,900
	53	276,900	335,400	400,400	450,100
	54	277,700	336,700	401,600	451,300
	55	278,500	338,000	402,900	452,500
	56	279,300	339,300	404,200	453,700
	57	280,000	340,800	405,500	454,800
	58	280,600	342,400	406,800	455,400
	59	281,400	343,900	408,200	455,900
	60	282,300	345,500	409,400	456,400
	61	283,100	347,000	410,600	456,900
	62	283,700	348,600	412,000	
	63	284,500	350,200	413,400	
	64	285,200	351,700	414,700	
	65	286,200	353,200	415,900	
	66	287,000	354,800	417,100	
	67	287,800	356,400	418,400	
	68	288,500	357,900	419,800	
	69	289,200	359,400	421,100	
	70	290,000	361,000	422,300	
	71	290,800	362,600	423,300	
	72	291,500	364,100	424,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	292,200	365,600	425,700	
	74	292,900	367,200	426,800	
	75	293,600	368,800	428,000	
	76	294,200	370,300	429,000	
	77	294,800	371,800	430,100	
	78	295,500	373,200	431,100	
	79	296,200	374,600	432,100	
	80	296,800	375,900	433,100	
	81	297,400	377,200	434,000	
	82	298,100	378,600	434,800	
	83	298,800	380,000	435,600	
	84	299,500	381,300	436,400	
	85	300,200	382,400	437,100	
	86	301,000	383,800	437,500	
	87	301,700	385,100	437,900	
	88	302,400	386,400	438,300	

89	303,100	387,600	438,700
90	304,000	388,900	439,000
91	304,800	390,000	439,300
92	305,600	391,200	439,500
93	306,100	392,400	439,800
94	306,900	393,500	440,100
95	307,700	394,700	440,400
96	308,500	395,900	440,600
97	309,200	397,300	440,800
98	310,000	398,300	441,100
99	310,800	399,300	441,400
100	311,500	400,300	441,600
101	312,300	401,200	441,800
102	313,200	402,200	442,100
103	314,100	403,300	442,400
104	314,900	404,400	442,600
105	315,500	405,100	442,800
106	316,300	406,000	
107	317,100	406,900	
108	317,900	407,800	
109	318,600	408,600	
110	319,000	409,400	
111	319,400	410,200	
112	319,900	411,000	
113	320,400	411,600	
114	320,800	412,300	
115	321,300	413,000	
116	321,700	413,700	
117	322,200	414,300	
118	322,700	414,800	
119	323,100	415,200	
120	323,600	415,500	
121	324,100	415,800	
122	324,500	416,100	
123	325,000	416,400	
124	325,500	416,600	
125	326,100	416,800	
126	326,400	417,100	
127	326,700	417,400	
128	327,000	417,600	
129	327,200	417,800	
130	327,500	418,100	
131	327,800	418,400	
132	328,000	418,600	
133	328,200	418,800	
134	328,400	419,100	
135	328,600	419,400	
136	328,900	419,600	

	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 1 この表は、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）

の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	

	41	265,900	294,000	378,500	398,300
	42	267,000	295,900	379,700	399,600
	43	268,100	297,700	380,900	400,600
	44	269,200	299,400	382,100	401,700
	45	270,200	301,100	383,200	402,900
	46	271,000	302,900	384,500	404,100
	47	271,800	304,600	385,800	405,300
	48	272,600	306,200	387,000	406,500
	49	273,300	307,800	387,900	407,600
	50	274,100	309,500	389,100	408,600
	51	274,800	311,300	390,100	409,900
	52	275,500	313,000	391,200	411,100
	53	276,300	314,300	392,000	412,300
	54	277,100	316,200	393,100	413,400
	55	277,900	318,000	394,100	414,500
	56	278,600	319,700	395,100	415,600
	57	279,300	321,400	396,200	416,600
	58	280,100	323,300	397,200	417,800
	59	280,900	325,000	398,300	419,000
	60	281,600	326,700	399,400	420,200
	61	282,200	328,400	400,400	420,800
	62	282,900	330,200	401,500	421,600
	63	283,600	332,000	402,600	422,300
	64	284,200	333,700	403,600	422,800
	65	284,900	335,400	404,500	423,100
	66	285,600	336,700	405,400	423,400
	67	286,300	338,000	406,400	423,800
	68	287,000	339,300	407,400	424,200
	69	287,700	340,800	408,200	424,500
	70	288,500	342,300	409,000	424,900
	71	289,200	343,800	409,700	425,200
	72	289,900	345,300	410,500	425,500
定年	73	290,400	346,700	411,200	425,800
前再	74	291,100	348,200	411,800	426,200
任用	75	291,800	349,700	412,500	426,500
短時	76	292,400	351,200	413,200	426,800
間勤	77	293,000	352,600	413,800	427,100
務職	78	293,700	354,100	414,500	427,400
員以	79	294,300	355,600	415,000	427,700
外の	80	294,900	357,100	415,600	427,900
職員	81	295,500	358,500	416,000	428,100
	82	296,100	359,800	416,400	
	83	296,700	361,100	416,700	
	84	297,300	362,300	417,000	
	85	297,800	363,500	417,200	
	86	298,300	364,700	417,500	
	87	298,800	365,900	417,800	
	88	299,300	367,000	418,000	

89	299,700	368,100	418,200
90	300,300	369,200	418,500
91	300,800	370,300	418,800
92	301,300	371,400	419,000
93	301,600	372,500	419,200
94	302,100	373,700	419,500
95	302,600	374,800	419,800
96	303,000	375,900	420,000
97	303,400	376,900	420,200
98	303,900	377,900	420,500
99	304,400	378,800	420,800
100	304,800	379,700	421,000
101	305,200	380,500	421,200
102	305,600	381,500	421,500
103	306,000	382,400	421,800
104	306,300	383,300	422,000
105	306,500	384,100	422,200
106	306,800	385,000	
107	307,100	385,900	
108	307,300	386,800	
109	307,500	387,600	
110	307,700	388,600	
111	308,000	389,500	
112	308,300	390,400	
113	308,500	391,000	
114	308,700	391,900	
115	308,900	392,800	
116	309,200	393,700	
117	309,500	394,500	
118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100	
123	310,900	398,800	
124	311,200	399,400	
125	311,500	400,000	
126		400,700	
127		401,200	
128		401,800	
129		402,400	
130		403,000	
131		403,500	
132		404,000	
133		404,300	
134		404,600	
135		404,900	
136		405,200	

	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(熊本縣市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本縣市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和46年熊本県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項、」を削る。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第8条第1項中「第9条まで、」を「第8条まで及び」に改め、「及び第15条の6」を削り、同条第2項中「第3条、」を削り、「及び第5項」の次に「、第15条の6第2項」を加え、「、一般職給与条例第3条中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」に改め、「を含む。）」との次に「、一般職給与条例第15条の6第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と」を加え、同条第3項中「から第9条まで」を「、第8条」に改める。

第9条第1項中「第10条まで」を「第9条まで」に、「第17条から」を「第17条の2から」に改め、同条第2項中「第4条、」を削り、「並びに第16条第2項」を「、第16条第2項並びに第17条第2項」に改め、「、県立学校職員給与条例第4条中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、県立学校職員給与条例第17条第2項(市町村立学校職員給与条例第16条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。)中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改め、同条第3項中「から第10条まで」を「、第9条」に改める。

第10条第1項中「、第16条」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第11条第1項を削り、同条第2項中「、第6条の4並びに第15条」を「並びに第6条の4」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第2条第3項、」及び「、企業職員給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「、第9条並び

に第19条」を「並びに第9条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第2条第3項、」及び「、病院局職員給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と」を削り、同項を同条第4項とする。

(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第9条まで」を「第8条まで」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第7条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第12条第2項及び第7項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改め、同条第8項中「から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の2並びに第11条の3」を「並びに第8条」に改め、「並びに第15条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の規定」を削る。

附則第13条第1項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則第14条第8項中「から第10条まで、第10条の4、第14条の2並びに第14条の3」を「並びに第9条」に改める。

附則第15条第2項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改め、同条第6項中「並びに第15条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の規定」を削る。

附則第16条中「、第4条の4、第5条の2、第5条の3」を削り、「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則第17条中「、第6条の4、第8条の2」を削る。

附則第18条及び附則第20条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則第22条中「、第8条第2項、第9条」を削る。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第8条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条の4第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第14条において同じ。)」を加える。

第4条の6第2項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定める

ものに使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者が、引き続き職員となり、これ」を「新たに給料表（規則で定める給料表をいう。）の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）」を削る。

第14条第2項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第16条中「、第4条の4、第5条の2、第5条の3」を削る。

（熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の4第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第17条において同じ。）」を加える。

第7条の2第2項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理規程で定めるものに使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者が、引き続き職員となり、これ」を「新たに給料表（第3条に規定する給料表をいう。）の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理規程で定める職員に限る。）」を削る。

第12条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前0時」を「午後10時」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第17条第2項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第19条の3第1項中「、第6条の4、第8条の2」を削る。

（熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第10条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第22条において同じ。）」を加える。

第11条第2項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理規程で定めるものに使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者が、引き続き職員となり、これ」を「新たに給料表（第3条に規定する給料表をいう。）の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理規程で定める職員に限る。）」を削る。

第17条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前0時」を「午後10時」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第22条第2項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第28条第1項中「、第8条第2項、第9条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「一般職給与条例」という。）別表第1から別表第4までの給料表、熊本県立学校職員の給与に関する条例（以下「県立学校職員給与条例」という。）別表第1の給料表又は熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の一般職

給与条例（以下「改正後の一般職給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5)

「(5) 重度心身障害者
重度心身障害者」とあるのは (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の県立学校職員給与条例（以下「改正後の県立学校職員給与条例」という。）第9条（市町村立学校職員給与条例第9条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、改正後の県立学校職員給与条例第9条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」

「(5) 重度心身障害者
とあるのは (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「と
む。）」
する」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」
とする。

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第9条の規定による改正後の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の企業職員給与条例」という。）第6条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに相当するものとして管理規程で定める

職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは 「(5) 重度
(6) 配偶

心身障害者

者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における第10条の規定による改正後の熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の病院局職員給与条例」という。）第7条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに相当するものとして管理規程で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
- 「(5)
(6)

重度心身障害者

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 8 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の一般職給与条例第9条の2第2項及び第3項並びに改正後の県立学校職員給与条例第10条の2第2項及び第3項（市町村立学校職員給与条例第9条の2の規定により県立学校職員の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。
- 9 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。
- 10 切替日から令和10年3月31日までの間における一般職給与条例第9条の3の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年熊本県条例第 号）附則第8項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。
- （通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）
- 11 改正後の一般職給与条例第10条第5項及び第10条の2第3項、改正後の県立学校職員給与条例第11条第5項及び第11条の2第3項（市町村立学校職員給与条例第

10条及び第10条の2の規定により県立学校職員の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)、第8条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の6第2項、改正後の企業職員給与条例第7条の2第2項並びに改正後の病院局職員給与条例第11条第2項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

12 切替日以後に新たに熊本県職員等の定年等に関する条例(昭和59年熊本県条例第2号)第12条の規定により採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(以下この項において「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる一般職給与条例第11条の3、県立学校職員給与条例第14条の3、熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(以下「技能労務職員給与条例」という。)第5条の3又は熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「企業職員給与条例」という。)第8条の2第2項の規定は、切替日以後に一般職給与条例第11条の3第1項、県立学校職員給与条例第14条の3第1項、技能労務職員給与条例第5条の3第1項若しくは企業職員給与条例第8条の2第2項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後にこれらの規定に規定する公署若しくは県立学校の移転があった再任用職員について適用する。

(その他の経過措置の人事委員会規則への委任)

13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		

51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						

106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	

51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					

105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ウ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9

51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

エ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4

51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

オ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34

51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			

106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

カ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38

51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		

106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

キ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	

51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ク 教育職給料表（3）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	

51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

(提案理由)

一般職の職員の給与の改定等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 58 号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「とあり、第2項」を「とあり、並びに第2項及び前項」に、「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」」を削る。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第15条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

(介護についての申出があった場合における措置等)

第15条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る申告、請求又は申出が円

滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による請求を行おうとする職員は、この条例の施行の日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 59 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村敬

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第16号事務の欄(12)中「第51条第3項」を「第51条第4項」に改め、同欄(13)中「第51条第4項及び第5項」を「第51条第5項及び第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第62号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

農地法（昭和27年法律第229号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 60 号

熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成31年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第5号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 61 号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項中「第29条第1項」を「第25条第1項」に改め、同表中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項から19の項までを1項ずつ繰り上げ、同表20の項中「、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収」を削り、同項を同表19の項とし、同表21の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 62 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第100条の8第1項第1号ア中「当該身体障害者等」の次に「又は当該身体障害者等と生計を一にする者」を加え、同号イ中「の通学、通院、通所又は生業」を削り、「当該身体障害者等が」を「当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者が」に改め、「（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は知的障害者若しくは精神障害者と生計を一にする者が取得した自動車を含む。）」を削り、同号ウ中「の通学、通院、通所又は生業」を削り、「当該身体障害者等が」を「当該身体障害者等又は当該身体障害者等を常時介護する者が」に改める。

第109条第1項第5号ア中「当該身体障害者等」の次に「又は当該身体障害者等と生計を一にする者」を加え、同号イ中「の通学、通院、通所又は生業」を削り、「が所有する者又は」を「又は」に改め、「（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は知的障害者若しくは精神障害者である場合に限る。）」を削り、同号ウ中「の通学、通院、通所又は生業」を削り、「当該身体障害者等が」を「当該身体障害者等又は当該身体障害者等を常時介護する者が」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第100条の8第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例第109条第1項第5号の規定は、令和7年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

障害者の社会参加を後押しするために自動車税の減免要件を拡大すること等に伴い、関

係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 63 号

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例

熊本県税災害減免条例（昭和38年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた者及び令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限を延長することに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 64 号

熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例

(熊本県税条例の一部改正)

第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第127条に次の1項を加える。

- 2 知事は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、これと異なる納期を定めることができる。

(熊本県税災害減免条例の一部改正)

第2条 熊本県税災害減免条例(昭和38年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(固定資産税の減免)

第7条 知事は、熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)第123条に規定する償却資産(以下「償却資産」という。)に係る固定資産税の納税義務者で、償却資産について災害により甚大な被害を受けた者に対しては、当該被害を受けた償却資産(以下「被害償却資産」という。)に係る当該被害を受けた日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度に課すべき固定資産税について、被害償却資産の被害の程度に応じて、次の各号の区分に従い固定資産税額を軽減し、又は免除することができる。

- (1) 被害償却資産が復旧不能の場合は、固定資産税を免除する。
- (2) 被害額が被害償却資産の被災前の価格の10分の6以上である場合は、固定資産税の10分の8に相当する税額を軽減する。
- (3) 被害額が被害償却資産の被災前の価格の10分の4以上10分の6未満である場合は、固定資産税の10分の6に相当する税額を軽減する。
- (4) 被害額が被害償却資産の被災前の価格の10分の2以上10分の4未満である場合は、固定資産税の10分の4に相当する税額を軽減する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の熊本県税災害減免条例第7条の規定は、令和7年1月2

日以後に同条に規定する被害を受けた償却資産に対して課すべき令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(提案理由)

償却資産に係る固定資産税の賦課徴収に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 65 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第2条第2項中「第2条第14項」を「第2条第15項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に改める。

別表第1の6の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第2の9の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の6の項及び別表第2の9の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 66 号

熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例

熊本県民生委員定数条例（平成26年熊本県条例第54号）の一部を次のように改正する。

本則の表八代市の区域の項中「329人」を「330人」に改め、同表玉名市の区域の項中「150人」を「151人」に改め、同表山鹿市の区域の項中「153人」を「155人」に改め、同表菊池市の区域の項中「109人」を「114人」に改め、同表宇城市の区域の項中「150人」を「151人」に改め、同表下益城郡美里町の区域の項中「38人」を「39人」に改め、同表菊池郡大津町の区域の項中「60人」を「61人」に改め、同表上益城郡御船町の区域の項中「50人」を「51人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

（提案理由）

市町村の区域ごとの世帯数の増減や面積等を総合的に勘案し、地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 67 号

熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(設備及び運営についての水準の向上)

第3条 一時保護施設は、その設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

(一般原則)

第4条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域住民に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその業務の質の改善を図らなければならない。

4 一時保護施設は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造及び設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生に関する事項及びこれらの児童に対する危害防止に関する事項に十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 一時保護施設は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対する不断の注意を払い、かつ、非常災害時に備えるために必要な訓練を行うよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、少なくとも毎月1回、前項の訓練のうち避難訓練及び消火訓練を行

わなければならない。

- 3 一時保護施設は、非常災害時には、被災した児童その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の児童の所在の確認)

第7条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第8条 一時保護施設は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第9条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

- 2 一時保護施設は、入所している児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第10条 一時保護施設は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

- 2 一時保護施設は、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第11条 一時保護施設は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第12条 一時保護施設は、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設は、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第13条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第14条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第15条 一時保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 居室

(2) 学習等を行う室

(3) 屋内運動場(一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第3項及び第28条第2項において同じ。)又は屋外運動場(一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第3項及び第28条第2項において同じ。)

(4) 相談室

(5) 食堂(ユニット(居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第19条第1項及び第2項において同じ。)を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。)

(6) 調理室

(7) 浴室

(8) 便所

2 前項の設備を設けるに当たっては、児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めなければならない。

3 第1項第1号から第3号まで、第7号及び第8号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

イ 一の居室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。

ウ 少年の居室の1室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。

エ 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

オ 入所している児童の年齢等に応じ、男子用及び女子用を区別して設けること。

カ 入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号。以下この項において「理解増進法」という。）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(2) 学習等を行う室及び屋内運動場及び屋外運動場 児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

(3) 浴室及び便所 次に掲げる基準に適合すること。

ア 男子用及び女子用を区別して設けること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

イ 入所する児童の年齢、性別、理解増進法第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

4 第1項各号に掲げる設備のほか、児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けなければならない。

5 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮された環境でなければならない。

(職員の一般的要件)

第16条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第17条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員がその資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修を受ける機会を提供しなければならない。

(職員の配置の基準)

第18条 一時保護施設に配置しなければならない職員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）
- (2) 嘱託医
- (3) 看護師
- (4) 保育士
- (5) 心理療法担当職員
- (6) 個別対応職員
- (7) 学習指導員
- (8) 栄養士又は管理栄養士
- (9) 調理員

2 前項第1号の児童指導員及び同項第4号の保育士の総数は、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人を合計した数以上とする。

3 第1項第5号の心理療法担当職員の員数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。

4 第1項第6号の規定にかかわらず、10人以下の児童を入所させる一時保護施設には、個別対応職員を配置しないことができる。

5 第1項第7号の学習指導員の員数は、児童の人数に応じた適切な数を配置するよう努めなければならない。ただし、学習指導を委託する場合は、学習指導員を配置しないことができる。

6 第1項第8号の規定にかかわらず、40人以下の児童を入所させる一時保護施設には、栄養士又は管理栄養士を配置しないことができる。

7 第1項第9号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。

(夜間の職員配置基準)

第19条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、2人以上の職員を配置しなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、1ユニットごとに1人以上の職員を配置しなければならない。ただし、職員全体の員数は、2人を下ることではない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合は、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を配置するよう努めなければならない。

(管理者等)

第20条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として配置しなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を配置しなければならない。

3 前項の指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のために、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。次条及び附則第2項において「基準府令」という。）第20条第4項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 基準府令第21条第1項第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号及び次条において同じ。）

において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相

当する課程を修めて卒業した者

- (5) 学校教育法の規定による大学において社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
（心理療法担当職員の資格）

第22条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第23条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 一時保護施設は、学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させている場合であって、学習指導員を2人以上配置するときは、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上配置するよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第24条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所し

ている児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第25条 一時保護施設は、入所している児童の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入所している児童を入浴させ、又は清しきししなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第26条 一時保護施設は、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第24条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設における食事の献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 一時保護施設は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

4 一時保護施設における調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的環境の下で行われるときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の食育の推進に努めなければならない。

(児童及び職員の健康状態の把握等)

第27条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 児童相談所長は、前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師に、その結果に関し必要な事項を入所した児童の健康を記録する書面に記入させるとともに、一時保護の解除及び医療上の措置その他の必要な手続をとる必要があると当該医師又は歯科医師が認める場合には、その旨を児童相談所長又は知事に勧告するよう求

めなければならない。

- 3 一時保護施設は、職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する職員について細心の注意を払わなければならない。

(養護)

第28条 一時保護施設における養護は、児童に対する安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第29条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう行わなければならない。

- 2 一時保護施設における教育は、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により、児童がその適性、能力等に応じた学習ができるよう行わなければならない。

- 3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第30条 児童相談所長は、児童の通学する学校と密接に連携するとともに、必要に応じ警察、医療機関その他の関係機関と密接に連携して、児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第31条 一時保護施設は、次に掲げる事項のうち必要な事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 入所する児童の支援に関する事項
- (2) その他一時保護施設の管理についての重要事項

(帳簿の整備)

第32条 一時保護施設は、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し

なければならない。

(秘密保持等)

第33条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第34条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第35条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 基準府令の施行の際現に存した一時保護施設（基準府令の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第15条の規定は適用せず、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号。次項において「児童福祉施設基準条例」という。）第58条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

3 一時保護施設は、職員の確保の状況その他特別の事由により、第18条及び第19条の規定により難しいときは、令和8年3月31日までの間、これらの規定を適用しないことができる。この場合においては、児童福祉施設基準条例第59条及び第66条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

4 令和8年3月31日までの間、第20条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として配置することができる。

(提案理由)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について条例で定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 68 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第15条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童手当法（昭和46年法律第73号）の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 69 号

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例(平成19年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第8項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第6号及び第6項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第10項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第46条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第13条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第12条及び附則第6条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第150条、第185条及び第192条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第70号)の一部を次のように改正する。

第132条、第169条及び第176条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第71号)の一部を次のように改正する。

第5条第13項中「ときは、生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第6号及び第28条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項第5号、第45条第2号及び第59条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第68条第8項中「者」を「肢体不自由」に改める。

第69条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第78条第3項第3号中「指導」を「支援」に改める。

第85条、第97条第1項第8号及び第105条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第10条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第88条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第107条第5項中「栄養士」を「栄養」に改める。

第123条中「第29条から第31条まで」を「第29条、第30条、第31条第4

項」に改める。

(熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第11条 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第38条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第12条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第78号)の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第13条 熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第79号)の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第14条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第7条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第27条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第5項中「従事者」を「従業者」に改める。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第15条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第5条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第22条第1項中「前条」を「前2条」に改める。

第51条第2項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第16条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第17条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条のうち熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第5章の次に1章を加える改正規定中第60条の4に係る部分を次のように改める。

(従業者の配置の基準)

第60条の4 就労選択支援事業所に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第9条中熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第68条第8項及び第78条第3項第3号の改正規定、第10条中熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第107条第5項及び第123条の改正規定、第14条中熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第27条の改正規定、第15条中熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第22条第1項及び第51条第2項の改正規定並びに第17条の規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部改正等を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 70 号

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「事業者は、」の次に「配慮書を作成しているときはその」を、「次に掲げる事項」の次に「（配慮書を作成していない場合においては、第4号から第6号までに掲げる事項を除く。）」を加える。

第50条に次の1項を加える。

- 2 第3章第1節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の2第2項第4号の整備（同法第21条第7項に規定する県の基準に基づき定められた同条第5項第2号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 71 号

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第4項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

附 則

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 72 号

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例

熊本県産業技術センター条例（昭和27年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表化学試験・化学加工設備の項中「3,820円」を「3,910円」に改め、同表食品試験・食品加工設備の項中「6,050円」を「6,090円」に改め、同表機械試験・機械加工設備の項中「140円以上3,790円以下」を「150円以上6,040円以下」に改め、同表金属試験・金属加工設備の項中「190円以上4,280円以下」を「200円以上5,460円以下」に改め、同表電気試験・電気加工設備の項中「170円以上1,860円以下」を「200円以上1,900円以下」に改め、同表有機薄膜試験・有機薄膜加工設備の項中「180円以上6,020円以下」を「320円以上6,060円以下」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県産業技術センターの設備の導入及び設備使用料の算定に係る経費の単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 73 号

熊本産業展示場条例の一部を改正する条例の制定について

熊本産業展示場条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本産業展示場条例の一部を改正する条例

熊本産業展示場条例（平成8年熊本県条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表展示ホールの項中「

1, 302, 400円	488, 400円
--------------	-----------

」を「

1, 385, 010円	521, 630円
--------------	-----------

」に、「651, 200円」を「692, 510円」に、「814, 000円」を「867, 880円」に、「179, 080円」を「184, 370円」に、「976, 800円」を「1, 038, 760円」に、「366, 300円」を「391, 220円」に、「

488, 400円	610, 500円
-----------	-----------

」を「

519, 380円	650, 910円
-----------	-----------

」に、「519, 380円」に、「134, 310円」を「138, 280円」に、「244, 200円」を「260, 810円」に、「325, 600円」を「346, 250円」に、「407, 000円」を「433, 940円」に、「89, 540円」を「92, 180円」に、「122, 100円」を「130, 410円」に、「162, 800円」を「173, 130円」に、「203, 500円」を「216, 970円」に、「44, 770円」を「46, 090円」に改め、同表多目的ホールの項中「

107, 800円	40, 430円
-----------	----------

」を「

114, 670円	43, 280円
-----------	----------

」に、「53, 900円」を「57, 330円」に、「67, 380円」を「71, 950円」に、「14, 850円」を「16, 300円」に、「64, 680円」を「68, 800円」に、「24, 260円」を「25, 970円」に、「

32, 340円	40, 430円
----------	----------

」を「

34, 400円	43, 170円
----------	----------

」に、「34, 400円」に、「8, 910円」を「9, 780円」に、「43, 120円」を「45, 870円」に、「16, 170円」を「17, 310円」に、「21, 560円」を「22, 930円」に、「26, 950円」を「28, 780円」に、「5, 940円」を「6, 520円」に改め、同表大会議室の項中「38, 280円」を「41, 820円」に、「14, 360円」を「15, 680円」に、「19, 140円」を「20, 910円」に、「23, 930円」を「26, 140円」に、「5, 280円」を「5, 400円」に、「25, 520円」を「27, 880円」に、「9, 570円」を「10, 460円」に、「12, 760円」を「13, 940円」に、「15, 950円」を「17, 430円」に、「3, 520円」を「3, 600円」に、「4, 790円」を「5, 230円」に、「6, 380円」を「6, 970円」に、「7, 980円」を「8, 71

0円」に、「1,760円」を「1,800円」に改め、同表中会議室の項中「25,520円」を「27,880円」に、「9,570円」を「10,460円」に、「12,760円」を「13,940円」に、「15,950円」を「17,430円」に、「3,520円」を「3,600円」に改め、同表屋外展示場の項中「30円80銭」を「32円30銭」に、「11円55銭」を「12円16銭」に、「15円40銭」を「16円15銭」に、「19円25銭」を「20円24銭」に、「4円40銭」を「4円60銭」に改める。

別表の2の表展示ホールの冷暖房設備の項中「48,400円」を「53,960円」に、「36,300円」を「40,470円」に、「24,200円」を「26,980円」に、「12,100円」を「13,490円」に改め、同表多目的ホールの冷暖房設備の項中「2,750円」を「3,060円」に、「1,650円」を「1,830円」に、「1,100円」を「1,220円」に改め、同表展示ホールの可動席の項中「175,560円」を「179,420円」に、「101,640円」を「103,880円」に改め、同表電気設備一式の項中「44円」を「51円」に改め、同表水道設備一式の項中「385円」を「393円」に改め、同表ガス設備一式の項中「737円」を「753円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

熊本産業展示場の施設使用料及び設備使用料の算定に係る経費の単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 74 号

熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立劇場条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県立劇場条例の一部を改正する条例

熊本県立劇場条例（昭和57年熊本県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表コンサートホールの項中「39,600円」を「40,190円」に、「79,200円」を「80,390円」に、「99,000円」を「100,490円」に、「118,800円」を「120,580円」に、「157,300円」を「159,660円」に、「196,900円」を「199,850円」に、「23,760円」を「24,120円」に、「47,520円」を「48,230円」に、「59,400円」を「60,290円」に、「71,280円」を「72,350円」に、「94,380円」を「95,800円」に、「118,140円」を「119,910円」に、「31,680円」を「32,160円」に、「63,360円」を「64,310円」に、「95,040円」を「96,470円」に、「125,840円」を「127,730円」に、「157,520円」を「159,880円」に、「

ホワイエのみの使用	7,920円
-----------	--------

」を「

ホワイエのみの使用	8,040円
-----------	--------

」に、「15,840円」を「16,080円」に、「19,800円」を「20,100円」に、「31,460円」を「31,930円」に、「39,380円」を「39,970円」に、「147,400円」を「149,610円」に、「177,100円」を「179,760円」に、「236,500円」を「240,050円」に、「294,800円」を「299,220円」に、「35,640円」を「36,170円」に、「88,440円」を「89,770円」に、「106,260円」を「107,850円」に、「141,900円」を「144,030円」に、「176,880円」を「179,530円」に、「117,920円」を「119,690円」に、「141,680円」を「143,810円」に、「189,200円」を「192,040円」に、「235,840円」を「239,380円」に、「11,880円」を「12,060円」に、「29,480円」を「29,920円」に、「35,420円」を「35,950円」に、「47,300円」を「48,010円」に、「58,960円」を「59,840円」に、「67,100円」を「68,110円」に、「133,100円」を「135,100円」に、「167,200円」を「169,710円」に、「200,200円」を「203,200円」に、「266,200円」を「270,190円」に、「333,300円」を「338,300円」に、「40,260円」を「40,860円」に、「79,860円」を「81,060円」

に、「100,320円」を「101,820円」に、「120,120円」を「121,920円」に、「159,720円」を「162,120円」に、「199,980円」を「202,980円」に、「53,680円」を「54,490円」に、「106,480円」を「108,080円」に、「133,760円」を「135,770円」に、「160,160円」を「162,560円」に、「212,960円」を「216,150円」に、「266,640円」を「270,640円」に、「13,420円」を「13,620円」に、「26,620円」を「27,020円」に、「33,440円」を「33,940円」に、「40,040円」を「40,640円」に、「53,240円」を「54,040円」に、「66,660円」を「67,660円」に、「73,700円」を「74,810円」に、「184,800円」を「187,570円」に、「222,200円」を「225,530円」に、「297,000円」を「301,460円」に、「370,700円」を「376,260円」に、「44,220円」を「44,880円」に、「110,880円」を「112,540円」に、「133,320円」を「135,320円」に、「178,200円」を「180,870円」に、「222,420円」を「225,760円」に、「147,840円」を「150,060円」に、「177,760円」を「180,430円」に、「237,600円」を「241,160円」に、「296,560円」を「301,010円」に、「14,740円」を「14,960円」に、「36,960円」を「37,510円」に、「44,440円」を「45,110円」に、「74,140円」を「75,250円」に、「158,400円」を「160,780円」に、「198,000円」を「200,970円」に、「316,800円」を「321,550円」に、「396,000円」を「401,940円」に、「142,560円」を「144,700円」に、「190,080円」を「192,930円」に、「126,720円」を「128,620円」に、「253,440円」を「257,240円」に、「94,600円」を「96,020円」に、「143,000円」を「145,150円」に、「190,300円」を「193,150円」に、「28,380円」を「28,810円」に、「56,760円」を「57,610円」に、「85,800円」を「87,090円」に、「114,180円」を「115,890円」に、「37,840円」を「38,410円」に、「75,680円」を「76,820円」に、「114,400円」を「116,120円」に、「152,240円」を「154,520円」に、「9,460円」を「9,600円」に、「18,920円」を「19,200円」に、「28,600円」を「29,030円」に、「38,060円」を「38,630円」に、「71,500円」を「72,570円」に、「213,400円」を「216,600円」に、「282,700円」を「286,940円」に、「354,200円」を「359,510円」に、「42,900円」を「

43,540円」に、「85,140円」を「86,420円」に、「106,920円」を「108,520円」に、「128,040円」を「129,960円」に、「169,620円」を「172,160円」に、「212,520円」を「215,710円」に、「57,200円」を「58,060円」に、「113,520円」を「115,220円」に、「170,720円」を「173,280円」に、「226,160円」を「229,550円」に、「283,360円」を「287,610円」に、「14,300円」を「14,510円」に、「42,680円」を「43,320円」に、「56,540円」を「57,390円」に、「70,840円」を「71,900円」に、「80,300円」を「81,500円」に、「159,500円」を「161,890円」に、「239,800円」を「243,400円」に、「319,000円」を「323,790円」に、「399,300円」を「405,290円」に、「48,180円」を「48,900円」に、「95,700円」を「97,140円」に、「143,880円」を「146,040円」に、「191,400円」を「194,270円」に、「239,580円」を「243,170円」に、「64,240円」を「65,200円」に、「127,600円」を「129,510円」に、「191,840円」を「194,720円」に、「255,200円」を「259,030円」に、「319,440円」を「324,230円」に、「16,060円」を「16,300円」に、「31,900円」を「32,380円」に、「47,960円」を「48,680円」に、「63,800円」を「64,760円」に、「89,100円」を「90,440円」に、「355,300円」を「360,630円」に、「444,400円」を「451,070円」に、「53,460円」を「54,260円」に、「213,180円」を「216,380円」に、「284,240円」を「288,500円」に、「355,520円」を「360,850円」に、「17,820円」を「18,090円」に、「71,060円」を「72,130円」に、「88,880円」を「90,210円」に、「285,120円」を「289,400円」に、「380,160円」を「385,860円」に、「475,200円」を「482,330円」に、「57,020円」を「57,880円」に、「114,050円」を「115,760円」に、「171,070円」を「173,640円」に、「228,100円」を「231,520円」に、「76,030円」を「77,170円」に、「152,060円」を「154,340円」に、「304,130円」を「308,690円」に、「19,010円」を「19,300円」に、「38,020円」を「38,590円」に改め、同表演劇ホールの項中「34,100円」を「34,610円」に、「67,100円」を「68,110円」に、「83,600円」を「84,850円」に、「100,100円」を「101,600円」に、「133,100円」を「135,100円」に、「167,200円」を「169,710円」

に、「20,460円」を「20,770円」に、「40,260円」を「40,860円」に、「50,160円」を「50,910円」に、「60,060円」を「60,960円」に、「79,860円」を「81,060円」に、「100,320円」を「101,820円」に、「27,280円」を「27,690円」に、「53,680円」を「54,490円」に、「66,880円」を「67,880円」に、「80,080円」を「81,280円」に、「106,480円」を「108,080円」に、「133,760円」を「135,770円」に、「6,820円」を「6,920円」に、「13,420円」を「13,620円」に、「16,720円」を「16,970円」に、「20,020円」を「20,320円」に、「26,620円」を「27,020円」に、「33,440円」を「33,940円」に、「49,500円」を「50,240円」に、「125,400円」を「127,280円」に、「149,600円」を「151,840円」に、「201,300円」を「204,320円」に、「250,800円」を「254,560円」に、「29,700円」を「30,150円」に、「75,240円」を「76,370円」に、「89,760円」を「91,110円」に、「120,780円」を「122,590円」に、「150,480円」を「152,740円」に、「39,600円」を「40,190円」に、「119,680円」を「121,480円」に、「161,040円」を「163,460円」に、「200,640円」を「203,650円」に、「

ホワイエのみの使用	9,900円
-----------	--------

」を「

ホワイエのみの使用	10,050円
-----------	---------

」に、「25,080円」を「25,460円」に、「29,920円」を「30,370円」に、「57,200円」を「58,060円」に、「112,200円」を「113,880円」に、「141,900円」を「144,030円」に、「169,400円」を「171,940円」に、「225,500円」を「228,880円」に、「281,600円」を「285,820円」に、「34,320円」を「34,830円」に、「67,320円」を「68,330円」に、「85,140円」を「86,420円」に、「101,640円」を「103,160円」に、「135,300円」を「137,330円」に、「168,960円」を「171,490円」に、「45,760円」を「46,450円」に、「113,520円」を「115,220円」に、「135,520円」を「137,550円」に、「180,400円」を「183,110円」に、「225,280円」を「228,660円」に、「11,440円」を「11,610円」に、「22,440円」を「22,780円」に、「28,380円」を「28,810円」に、「33,880円」を「34,390円」に、「45,100円」を「45,780円」に、「56,320円」を「57,160円」に、「62,700円」を「63,640円」に、「157,300円」を「159,660円」に、「189,200円」を「192,040円」に、「251,900円」を「255,

680円」に、「314,600円」を「319,320円」に、「37,620円」を「38,180円」に、「94,380円」を「95,800円」に、「151,140円」を「153,410円」に、「188,760円」を「191,590円」に、「125,840円」を「127,730円」に、「151,360円」を「153,630円」に、「201,520円」を「204,540円」に、「251,680円」を「255,460円」に、「12,540円」を「12,730円」に、「31,460円」を「31,930円」に、「37,840円」を「38,410円」に、「50,380円」を「51,140円」に、「62,920円」を「63,860円」に、「68,200円」を「69,220円」に、「136,400円」を「138,450円」に、「170,500円」を「173,060円」に、「204,600円」を「207,670円」に、「272,800円」を「276,890円」に、「341,000円」を「346,120円」に、「40,920円」を「41,530円」に、「81,840円」を「83,070円」に、「102,300円」を「103,830円」に、「122,760円」を「124,600円」に、「163,680円」を「166,140円」に、「54,560円」を「55,380円」に、「109,120円」を「110,760円」に、「218,240円」を「221,510円」に、「13,640円」を「13,840円」に、「80,300円」を「81,500円」に、「121,000円」を「122,820円」に、「160,600円」を「163,010円」に、「23,760円」を「24,120円」に、「48,180円」を「48,900円」に、「72,600円」を「73,690円」に、「96,360円」を「97,810円」に、「31,680円」を「32,160円」に、「64,240円」を「65,200円」に、「96,800円」を「98,250円」に、「128,480円」を「130,410円」に、「7,920円」を「8,040円」に、「16,060円」を「16,300円」に、「24,200円」を「24,560円」に、「32,120円」を「32,600円」に、「60,500円」を「61,410円」に、「119,900円」を「121,700円」に、「239,800円」を「243,400円」に、「300,300円」を「304,800円」に、「36,300円」を「36,840円」に、「71,940円」を「73,020円」に、「108,240円」を「109,860円」に、「143,880円」を「146,040円」に、「180,180円」を「182,880円」に、「48,400円」を「49,130円」に、「95,920円」を「97,360円」に、「144,320円」を「146,480円」に、「191,840円」を「194,720円」に、「240,240円」を「243,840円」に、「12,100円」を「12,280円」に、「23,980円」を「24,340円」に、「36,080円」を「36,620円」に、「47,960円」を「48,680円」に、

「203,500円」を「206,550円」に、「270,600円」を「274,660円」に、「338,800円」を「343,880円」に、「81,180円」を「82,400円」に、「122,100円」を「123,930円」に、「162,360円」を「164,800円」に、「203,280円」を「206,330円」に、「162,800円」を「165,240円」に、「216,480円」を「219,730円」に、「271,040円」を「275,110円」に、「27,060円」を「27,470円」に、「40,700円」を「41,310円」に、「54,120円」を「54,930円」に、「67,760円」を「68,780円」に、「74,800円」を「75,920円」に、「151,800円」を「154,080円」に、「226,600円」を「230,000円」に、「302,500円」を「307,040円」に、「377,300円」を「382,960円」に、「44,880円」を「45,550円」に、「91,080円」を「92,450円」に、「135,960円」を「138,000円」に、「181,500円」を「184,220円」に、「226,380円」を「229,780円」に、「59,840円」を「60,740円」に、「121,440円」を「123,260円」に、「181,280円」を「184,000円」に、「242,000円」を「245,630円」に、「301,840円」を「306,370円」に、「14,960円」を「15,180円」に、「30,360円」を「30,820円」に、「45,320円」を「46,000円」に、「75,460円」を「76,590円」に、「245,520円」を「249,200円」に、「327,360円」を「332,270円」に、「409,200円」を「415,340円」に、「49,100円」を「49,840円」に、「98,210円」を「99,680円」に、「147,310円」を「149,520円」に、「196,420円」を「199,370円」に、「65,470円」を「66,450円」に、「130,940円」を「132,900円」に、「261,890円」を「265,820円」に、「16,370円」を「16,620円」に、「32,740円」を「33,230円」に改め、同表大会議室の項中「22,000円」を「22,330円」に、「24,200円」を「24,560円」に、「46,200円」を「46,890円」に、「26,400円」を「26,800円」に、「50,600円」を「51,360円」に、「72,600円」を「73,690円」に改め、同表中会議室の項中「3,300円」を「3,350円」に、「3,640円」を「3,690円」に、「6,930円」を「7,030円」に、「3,960円」を「4,020円」に、「7,590円」を「7,700円」に、「10,890円」を「11,050円」に改め、同表小会議室の項中「2,200円」を「2,230円」に、「2,420円」を「2,460円」に、「4,620円」を「4,690円」に、「2,640円」を「2,680円」に、「5,060円」を「5,140円」

に、「7,260円」を「7,370円」に改め、同表和室の項中「4,400円」を「4,470円」に、「4,840円」を「4,910円」に、「9,240円」を「9,380円」に、「5,280円」を「5,360円」に、「10,120円」を「10,270円」に、「14,520円」を「14,740円」に改め、同表音楽リハーサル室の項及び演劇リハーサル室の項中「6,600円」を「6,700円」に、「7,260円」を「7,370円」に、「13,860円」を「14,070円」に、「7,920円」を「8,040円」に、「15,180円」を「15,410円」に、「21,780円」を「22,110円」に改め、同表第1練習室（219平方メートル）の項中「4,400円」を「4,470円」に、「4,840円」を「4,910円」に、「9,240円」を「9,380円」に、「5,280円」を「5,360円」に、「10,120円」を「10,270円」に、「14,520円」を「14,740円」に改め、同表第2練習室（167平方メートル）及び第3練習室（169平方メートル）の項中「2,750円」を「2,790円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「5,830円」を「5,920円」に、「3,300円」を「3,350円」に、「6,380円」を「6,480円」に、「9,130円」を「9,270円」に改め、同表第1楽屋、第2楽屋、第3楽屋、第4楽屋及び第5楽屋の項及び第1控室、第2控室、第3控室、第4控室、第5控室及び第6控室の項中「2,200円」を「2,230円」に、「2,420円」を「2,460円」に、「4,620円」を「4,690円」に、「2,640円」を「2,680円」に、「5,060円」を「5,140円」に、「7,260円」を「7,370円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の1の表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県立劇場条例の施設使用料の算定に係る経費の単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 75 号

熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例
熊本県林業研究・研修センター条例（昭和36年熊本県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「10円以上190円以下」を「20円以上210円以下」に、「2,930円」を「2,940円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県林業研究・研修センターの設備使用料の算定に係る経費の単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 76 号

熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例

熊本県阿蘇みんなの森条例（昭和61年熊本県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第4条の見出しを「（供用の休止）」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とする。

第5条を削る。

第6条第5号中「配付しない」を「配布しない」に改め、同条を第5条とする。

第7条第2項を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

熊本県阿蘇みんなの森の森林学習展示館の廃止等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 77 号

熊本県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について
熊本県特定都市河川浸水被害対策法施行条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村敬

熊本県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準)

第3条 法第38条第3項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない雨水貯留浸透施設にあつては規模）及び構造の概要
- (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- (5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置の基準)

第4条 法第45条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置の基準)

第5条 法第54条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- (2) 貯留機能保全区域の位置
- (3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
- (4) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）の一部改正を踏まえ、特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し、必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 78 号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表納付期限の項中「5月25日」を「5月26日」に、「各月25日」を「各月26日」に、「2月25日」を「2月26日」に、「2月10日」を「1月26日」に、「3月25日」を「3月26日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

熊本県立高等学校の授業料を徴収するシステムの変更に伴い、授業料の納付期限を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 79 号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3,107人」を「3,114人」に、「1,810人」を「1,814人」に、「946人」を「949人」に、「3,528人」を「3,535人」に改め、同条第2項中「3,107人」を「3,114人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部改正により地方警察職員の定員の基準が改められることに伴い、熊本県警察の職員の定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 80 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第10号作業の項中「200円」を「240円」に改め、同表第19号作業の項中「又はその」を「若しくはその」に、「、通信施設」を「若しくは通信施設」に改め、「又は鑑識」を削り、「で、心身に著しい負担を与える」を「又はこれに相当する」に、「ものをいう」を「作業をいう」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察職員の特殊勤務手当の額等を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 81 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のように無償で貸し付けることとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

区分	所在地	財産の概要	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間
土地	熊本市東区戸島西三丁目3373番ほか1筆	熊本県あかねの里用地 面積2,544.11平方メートル	公益社団法人熊本県精神科協会	福祉サービスを提供する施設としての継続的かつ安定的な運営のため	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(提案理由)

公益社団法人熊本県精神科協会に財産を無償で貸し付ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 82 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のように無償で貸し付けることとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

区分	所在地	財産の概要	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間
土地	熊本市東区長嶺南二丁目255番33	熊本県ひばり園及び熊本県身体障害者能力開発センター用地 面積9,577.35平方メートル	社会福祉法人熊本県社会福祉事業団	福祉サービスを提供する施設としての継続的かつ安定的な運営のため	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	宇城市松橋町豊福字中微雨2832番ほか2筆	熊本県くすのき園用地 面積12,888.67平方メートル			
		熊本県りんどう荘用地 面積5,211.35平方メートル			

(提案理由)

社会福祉法人熊本県社会福祉事業団に財産を無償で貸し付ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 83 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のように無償で貸し付けることとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

区分	所在地	財産の概要	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間
土地	宇城市松橋町 豊福字笹尾1 786番	熊本こすもす 園用地 面積5,717.09 平方メートル	社会福祉 法人熊本 県手をつ なぐ育成 会	福祉サービス を提供する施 設としての継 続的かつ安定 的な運営のため	令和7年4月 1日から令和 12年3月3 1日まで

(提案理由)

社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会に財産を無償で貸し付ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 84 号

財産の処分について

財産を次のように処分することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

処分する財産の表示			処分の相手方	処分の目的	処分の予定価格
区分	所在地	面積			
土地	熊本市西区新 港一丁目4番 43ほか3筆	39,422. 63平方メ ートル	株式会社エコ ポート九州	工業用地	1,208,000,000円

(提案理由)

熊本港臨海用地（第二次分譲地）の一部を工業用地として処分する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 85 号

財産の減額貸付けについて

財産を次のように減額して貸し付けることとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

区分	所在地	面積	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間	摘要
土地	熊本市中央区水前寺三丁目455番	2,643.53平方メートル	一般財団法人熊本県青年会館	熊本県青年会館用地	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで	減額率は、65パーセントとする。左欄の貸付期間は、更新することができる。

(提案理由)

一般財団法人熊本県青年会館に財産を減額して貸し付けるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 86 号

熊本県産業成長ビジョンの改定について

熊本県産業成長ビジョンを次のように改定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県産業成長ビジョン（別冊）

（提案理由）

熊本県産業成長ビジョンの改定については、熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例（平成16年熊本県条例第35号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 87 号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約について、次のように締結することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

- 1 契約の内容 地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 契約の相手方 住所 熊本市中央区内坪井町9番50-1号
氏名 庄田浩一
資格 公認会計士

（提案理由）

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 88 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	決定年度		内訳	金額	
熊本県 新型コ ロナウ イルス 感染症 対応従 事者慰 労金返 還金	令和2年度	個人	返還金	2,737円	返還決定の 相手方の破産 により今後回 収の見込みが ないため。

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 89 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

番号	権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
	種類	貸付年度		内訳	金額等	
1	中小企業振興資金貸付債権	平成3年度	協業組合 ジャパンプ ード	未償還元金	789,646,573円	貸付けの法人が事業を休止し差押える財産がなく、連帯保証人の死亡及び相続人の不存 在並びに破産並びに時効の援用により今後回収の見込みがないため。
				契約違約金	128,407,529円	
				その他	未償還元金に係る違約金の請求権	
2	中小企業振興資金貸付債権	昭和56年度	有限会社熊高運輸商事	未償還元金	1,147,561円	貸付けの法人が事業を休止し差押える財産がなく、連帯保証人の死亡
				その他	未償還元金に係る違約金の請求権	

						及び相続人の不存 在並びに 破産並び に時効の 援用によ り今後回 収の見込 みがない ため。
--	--	--	--	--	--	---

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 90 号

訴えの提起について

令和6年度新規県営工業団地整備事業に係る抵当権抹消登記請求について、次のように訴えを提起する。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 木村 敬

被告 個人（1人）

2 事件名 抵当権抹消登記請求事件

3 事件の内容

被告は、本県が取得した新規県営工業団地用地で抵当権登記がある2筆の土地の抵当権者の法定相続人の1人である。被告に対して、民法（明治29年法律第89号）第145条及び第166条の規定に基づき、被担保債権の消滅時効を援用し、当該抵当権の抹消登記手続を請求するものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、抵当権抹消登記手続をせよ。

(2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

との判決を求める。

5 訴えの遂行の方針

(1) 司法書士を訴訟代理人と定める。

(2) 第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

(提案理由)

令和6年度新規県営工業団地整備事業に係る抵当権抹消登記請求について、訴えを提起する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 91 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

番号	権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
	種類	貸与年度		内訳	金額	
1	育英資金貸与金	平成20年度から平成22年度まで	個人	未償還元金	777,500円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	24,533円	
2	育英資金貸与金	平成26年度から平成28年度まで	個人	未償還元金	1,073,272円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	16,530円	

番号	権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
	種類	貸与年度		内訳	金額	
3	育英資金貸与金	平成26年度から平成28年度まで	個人	未償還元金	828,286円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	8,352円	
4	育英資金貸与金	平成28年度から平成30年度まで	個人	未償還元金	1,060,000円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	14,550円	
		令和元年度		未償還元金	256,318円	
				延滞利息	23,921円	
5	育英資金貸与金	平成28年度から平成30年度まで	個人	未償還元金	863,283円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	10,440円	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

発 行 者 : 熊 本 県
所 属 : 財 政 課
発 行 年 度 : 令 和 6 年 度